

第六十八回国会 衆議院 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第十二号

昭和四十七年四月二十一日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 田中 武夫君
理事 始関 伊平君
理事 林 義郎君
理事 島本 虎三君
理事 西田 八郎君
理事 梶山 静六君
理事 中島源太郎君
理事 村田敬太郎君
理事 古寺 宏君

出席國務大臣

國務大臣 (環境庁長官) 大石 武一君

出席政府委員

環境庁長官官房長 城戸 謙次君
環境庁企画調整局長 船後 正道君
環境庁自然保護局長 首尾木 一君
環境庁自然保護局長 渡辺 栄一君
環境庁自然保護局長 福田 省一君
環境庁自然保護局長 林野庁長官 田中 武夫君
環境庁自然保護局長 安部保安課長 関沢 正夫君
環境庁自然保護局長 局鳥獣保護課長 仁賀 定三君
環境庁自然保護局長 林野庁業務部長 辻 良四郎君

四月二十日

狩猟考団体法制定に関する請願(久保田円次君紹介)(第二六五〇号)同(江藤隆美君紹介)(第二六九七号)瀬戸内海の汚染防止対策に関する請願(橋本龍太郎君紹介)(第二八一六号)

は本委員会に付託された。

四月十九日

瀬戸内海の環境保全に関する陳情書(芦屋市精道町七の六兵庫県市議会議長長井清太郎外二十名)(第二二〇号)琵琶湖の水質保全に関する陳情書(大津市議会議長三宅純夫)(第二二二号)

本日(の)會議に付した案件
特殊鳥類の保護等の規制に関する法律案(内閣提出第八〇号)

田中委員長 これより會議を開きます。
内閣提出の特殊鳥類の保護等の規制に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

鳥本委員 長官にまず、この特殊鳥類の保護等の規制に関する法律案の内容をきょうは十分に詰めてもらいたいと思っております。その点ではひとつ簡直に答弁をお願いします。

大石國務大臣 御承知のように外務委員会にはすでに付託になっておりますが、まだ審議が始ま

っておりませんので、来週中に、つまり連休前にこれを衆議院を上げたいという方針のようでございます。

鳥本委員 これは念のために、その協定がもし国会のほうで認められなかった場合、それに基づいて、この特殊鳥類の保護等の規制に関する法律案が通る場合があるとすると、その関係等については何もございませんか。

大石國務大臣 これは御承知のように、日米渡り鳥保護条約との車の両輪の関係で、これは条約を相補完する意味において出されたわけでございます。ですから、すでに調印は終わっております。この法案が委員会において満場一致の御賛成を賜われれば、これは間違いない考え方が反映いたします。これは間違いない向こうは通過するものと確信いたしております。

鳥本委員 その確信の上で立って、では次の点を伺いますが、絶滅のおそれのある鳥または相対的に数が減少した鳥の種類、それと減少の原因、これについて事務局からはっきり見解を述べていただきます。

首尾木政府委員 今回私もこの法律によりまして指定される鳥類の予定といたしましては、わが国の鳥類につきましては二十一種、さらに今度沖繩が復帰になりますと七種類が追加されるということになっております。それからアメリカ側のほうにつきましては四十六種類というものが予定をされておるわけでございます。当面そういうような数字になっております。

先生のお尋ねの特殊鳥類が減少した原因でございますけれども、減少の原因のおもなものとしたしましては、トキ、コウノトリ、タンチョウなど今回特殊鳥類として保護しようとする鳥類の場合、もともとその個体数が少ない種類であったところに、近年の環境の悪化等もありまして、それに対応する適応性が弱いというようなことが考えられます。またそのほかに、サギなどの

近似種との間でえさや生息地等についての競合が加わりまして逐次衰退したものと考えられるところでございます。

鳥本委員 それはこの特殊鳥類に対してのみの原因でしょうか。全部の鳥類に対しての原因でしょうか。この減少の原因ということになると、これはもう重大な今後の一つの対策を要することになりますので、この点はっきりしておいてください。特殊な絶滅に瀕している鳥類のみにあてはまる原因ですか。全鳥または獣にも及ぶ影響ですか。

首尾木政府委員 環境の原因というものはおそらく全般的なものであるかと考えますが、特に特殊鳥類等個体数の少ないものにつきましては、先ほど申し上げましたように、これらに対する適応力が弱いというような点も加わりましてそういう衰退が起ったものと考えられるわけでございます。

鳥本委員 適応性ということになると、もう一回、普通の鳥である場合は環境の悪化、これに最近普通の鳥でも、たとえカラスでもPCBあたりの影響、またその体内の脂肪にはそういうようなものの集積、こういうようなものがある、そのために死んでいる例が方々から指摘されているのです。これは特殊な鳥だけに對する影響ではないはずですが、したがって、これはもう全環境の悪化は鳥が先行している、こういうことになって、犠牲は鳥が先行している、こういうことになるのじゃないかと思っております。ですから、これは特殊な鳥類に対する、また獣類に対するだけの問題ではなくて、これはもう全鳥類に対する原因じゃないか、こう思いますが、そういうように解釈していいですか。

それともう一つは、特殊な絶滅に瀕しているその鳥に対しては、特にその原因となるもの並びに対策、これについて伺いたい。

に、全般的な影響があるものと考へ、全鳥類に對しましてやはり影響があるものと私も考へております。ただ、どのような影響がどういふ形でもって影響をしていくかという点につきましても、これは必ずしも学問的にはっきりと証明されるというところまで至っておりませんので、そういうような点につきましては、今後の研究にまたなければならぬ点が多かるうと考へております。

なお、今後の問題といたしましては、全般的に鳥類の保護につきましては、特に環境の保全ということが重要な問題であろうというふうな考へておられるわけですが、なお、絶滅に瀕する鳥等につきましても、その人工的な繁殖でございませうとかそういうような点も考へまして、そういう鳥類の種の保存ということを考へてまいりたい、かように考へておられるわけでございます。

○大石國務大臣 いま局長からお答えしました。が、それについて私はこう思うのです。おっしゃるとおり私は、日本——世界的にそうでしょうが、日本の極端な環境の悪化が特にそのような環境の変化に敏感な鳥類に一番影響をして、絶滅と申しますが、鳥類の繁栄に非常な脅威を与えておられるのが一番現実だと思ひます。しかしそのほか、やはり絶滅に瀕しているのはそれなりの理由があると思ひます。いろいろな理由があるのしょうけれども、たとえばトキなんて鳥は、昔は日本全土にいたらしいのであります。ですから、たとへば伊勢神宮の遷座祭にも必ずトキの羽を使ったという事は、これはやはり美しい鳥でありたくさんいたからだと私は思うのです。その鳥が美しいために乱獲をされて、先ほど局長が申されましたように非常に数が減つたという事は、トキの保存なりトキの繁栄には非常に悪いマイナスの影響になりますから、数が非常に激減してまいったということが一つの大きな原因ではなからうかと思ひます。またそのほかに、たとえばいろいろきれいだるために、あるいは珍しいために好奇心の一部のハンターからねらわれて、あるいは好奇心の強い人間にねらわれて、数が減つてい

ほかに、ねらわれてよけいとられたということもあるのではないかと思ひます。またその鳥類の個性そのものが、性格がたとえば非常に適応しにくいような性格を持つて——鳥の性格と申しますか、習性があるために、そういうお数が少なくなるというところが、なお絶滅に拍車をかけているのではないかと、そういういろいろな原因があるのではないかと考へております。

○島本委員 やはりいろいろ核心に触れて、この問題に對しては今後対策をはっきり講ずるのでなければならぬと思ひますが、したがって環境の悪化ということがとりもなおさず——あるいは条約等を締結し批准し、そして関係国内法がそれによつて制定される、しかしながら環境だけが悪化していくような状態をそのままにしておいては何ら実を結ばない、こういうことになつてしまふわけです。それに並行して行政も進めなければならぬんじゃないかと思ひます。それから、生息環境の悪化、この原因になるいろいろな農薬だとか大気汚染だとかまたは水質汚濁であるとか、または地域開発による自然破壊もある。それから、林野庁にも及びますけれども森林の伐採、こういうような影響もあるんじゃないかと思ひます。こういうような重大な影響を及ぼしている要素について、今後やはり環境行政全体としてこれを統括して、あるいは法律外のものであつても、調整という名において環境行政が十分意見を具申して、環境の保全にだけとはつとめなければ、法律ができて何ら実を結ばない、画竜点睛を欠く、こう思ふわけですが、この行政全体に對してやはり環境行政官は調整権を持つべきであると思ひます。ことに地域開発による自然破壊、こういうような点で環境行政は、たとえば琵琶湖の水資源利用のための開発計画、これに對してはつきり意見を申し述べましたでしょうか。それから地域の開発行政、これに對してやはり意見を申し述べておるでしょうか。こういうようにしなければ、せっかくこの法律をつくつても何にもならないことになる、こういうふうに思ふわけですが、この点等について、やはり長官のはつきりした意見を伺いた

い。琵琶湖の問題についてどうしたか、この点等についても、ひとつ、事務当局を通じてもつけようですが御意見を伺つておきたい、こう思ふわけです。

それとあわせて、林野庁長官も見えておりますから、環境保全行政に對する林野庁の今後のあり方等についての意見も伺ひます。

○大石國務大臣 御承知のように、いま日本全体がいわゆる経済開発によりまして自然が無秩序に破壊されてまいりました。これがやはり日本の鳥類に對する大きな脅威だつたと思ひます。幸いにある政治家、そういう中心の方々のいろいろな考へ方が実を結びまして、日本の政治の方向もいわゆる経済最優先から人間尊重の方向に向かいつつあるようになってまいりましたことは、まことにありがたいことと考へます。そのようになつてまいりまして初めて鳥類の保護ということもできるよつたと思ひます。

す。いまの日本の国では幸いに自然保護運動が燎原の火のように広がつております。これはとりもなおさずわれわれの生活環境を健康な豊かな明るいものにすするものだと思ひます。同時にそうすることが鳥類に對する大きな幸福をもたらすものだと思います。また鳥類の生存ということはわれわれ人間の生存とむしろ並行的な関係にあるのではないかと思ひます。鳥類のいない世界になつたら人間の正しい生存というものはなかなかあり得ないと思ひます。そのような世の中になると思ひます。そういう意味でわれわれの健康なあるいは快適な生活の一つのパラメーターに鳥類はなるのではないかと考へる次第でございます。

小さいものであつて、ごく狭い範囲に限られるものでありますけれども、これが将来のこのような考へのもとに日本の国土全体を保全する一つの基本的なものにいたしたいという気持ちからこれも考へておられるわけでございます。しかしこれもいま林野庁との意見の調整に非常に苦慮してございまして、何とか近いうちにぜひとも意見の調整を得たいものだと思ひます。

琵琶湖につきましても、琵琶湖の問題は、なるほど水の問題でございますが、これも以前はこの水を工業用水その他でいわゆる経済発展に利用することが目的で考へられてまいりましたが、やはり現在の日本の政治的なもの考へ方だんだん押されてまいりまして、あの琵琶湖の総合開発もこれの水の利用がいま中心になると考へられております。これもやはりわれわれの生活環境を相当うるおす一つの土台にするという方向にいま変わつてまいりまして、われわれもつこうなことをだと思つておられるわけでございます。この琵琶湖の水はいろいろ利用されますが、琵琶湖そのものの水位は特に下がるわけではございません。そういうことで、われわれはこの琵琶湖の水の利用は正しく利用していくことはけつこうだが、ただ琵琶湖周辺、あの地域の自然というものををりっぱに保全してまいりたいと思ひます。めちゃくちゃなちやないわゆる娯楽的な観光開発にたくない、そういう考へのもとにあそこの自然をりっぱに保全し、周囲の森林を保全するためにいろいろ考へまして、なお何か国立公園——いまも国立公園になつておるはずであります。これをもちと強力な国立公園に指定して、そういうような自然を破壊しないようなりつぱな環境に残したいと考へておられます。今後そのような方針で臨んでまいりたいと考へます。

○福田(省)政府委員 ただいま御質問のありました森野庁の自然保護についての考へ方でございますけれども、従来はしばしば御指摘がございましたように、木材の生産というところに重点を置いた経営がなされておつた時代がございまして。最近はその件については非常な反省をしておられるわけでは

ざいすけれども、特に森林の公益的な面についての機能というものは当然あるわけでございますので、これについての国民の要請が非常に強くなっております。こういう要請を率直に受けまして、森林資源に関する基本計画を年度内には改定する作業をたいま進めておるところでございます。基本的な考え方は、従来のような大面積の皆伐をやめまして、できるだけ原生林を残す、あるいは伐採するにしても原生林のようなところは間伐する、また皆伐するにしましてもきわめて小面積の皆伐をして、その周囲にある天然林を残す、こういうことによりまして自然保護に重点を置いた施策方針を確立してまいりたい、かように考えております。

○島本委員 そういうことになりまして、林野庁と環境庁を合併して環境省にでもしたら一番いいことになるわけですね。とりあえず大石大臣に、それから林野庁のこれまた福田次官、こういうようなことになって一大躍進が遂げられるのではないかと、こう思いますが、しかし環境保全に対してだけはいかに林野庁が、これが経営面に対してどうかしなければならぬ、この悪化に対して何とかしなければならぬという状態に到達しても、この緑の保全にだけはいつでも気を配っておいてほしい。ことに鳥の生息環境である原生林、この方面の大規模な伐採とか、または大型の林道、こういうようなものをつくり上げたり、また強力な除草剤といいますが、これは何か別なことがあろうか、散布を強行することによっていろいろ被害を及ぼし、また、いわば害虫の駆除並びにいろいろな伐採のみにとどまらず、いろいろな意味で水にも土壌汚染にも全部影響を与えておる、こういうようなことには十分注意をしたいと思います。それから、そういうような点では十分鳥やこういうような生息圏を考慮して、今後運営しなければならぬ、こういうようなことには十分注意をいたしたいと思います。林野行政、これも私も心配するようには収支の悪化している現在、赤字を口実にして、国有林の事業の徹底的な合理化を進めることを口実

にして今度もこういうような手を省くような行き方によって環境悪化をするようなことは一切避けたい、こういうふうな思っているわけですが、その点は懸念には及びませぬでしょうか。

○福田(省)政府委員 御指摘ございましたように、最近の国有林の特別会計の状態は非常に悪化してまいっております。これは特別会計制度ができましたいきさつは先生御承知かと思っております。でも、戦前はこの森林から伐採しました収入の約四割ぐらしか森林に戻しておらず、半分以上は一般財源に回っておったわけでありまして、端的に言いますと略奪林業と申します。そこで山の保全を状態であつたわけでありまして、そこで山の保全をするためには、やはり森林の伐採収入は山に返すべきである。それによって治山工事なりあるいは造林の事業を起すべきであるというところから、戦後国有林の林政統一が行なわれまして特別会計制度がしかれたわけでございます。ところが、その発足しました当時からしばらくの間は木材の価格が非常に上がったわけでありまして、人件費の伸びに比べてその差は非常に大きかったということから財政の状態は非常によくなったのでありますけれども、最近では外材の影響等を受けて木材の価格は横ばいである、ただし人件費はまた上がる、こういう状態でございますので、その収支の悪化した原因がそこにあるわけでございます。先生御承知のように、収入の約九割以上は木材収入でございます。したがって、支出のほうは約六割は人件費でございます。これをただ黒字にすることだけを目的とした経営をいたしますと、非常に本末を転倒するおそれがあるわけでございます。先ほど申し上げましたように森林の機能は木材の生産もございまして、酸素を出すとか、あるいは国土の崩壊を防ぐとか、水を涵養するとか、あるいはよい景色をつくるとか、自然の鳥、動物、魚類をふやすとか、いろいろな多目的な機能を持っておりますから、そういう多目的な機能にたえるような経営をするという意味で、私は木材生産以外のいま申し上げた広域的な機能を重視した自然保護を積極的に

考える経営をしてまいりたいということ、今度の基本計画を改定する予定にしておるわけでございます。順序はそういうことでございます。ただし、放漫な経営をしていくことは、やはり国民の皆さんの所有物である森林の経営を私たちが預る者としては当然反省しなければなりません。近代化、合理化はやはり徹底的にやらなければならぬ、かように考えております。その上で一応広域的な面についての財政負担をいかにするかということとはあらためてまた検討しなければならぬ、かように思っております。

○島本委員 具体的に野鳥の森の設置についての具体策はございますか。  
○首尾木政府委員 野鳥の森につきましては、本年度新しくその設置についての予算を計上をいたすことにはいたしておりますが、本年度は四カ所を計画にいたしておりますが、具体的な場所につきましては目下その選定を、専門の方々の御意見を伺いながら急いでおるところでございます。  
なお、野鳥の森には、鳥獣の保護、増殖を積極的に進めるために、給餌、給水の施設でありますとか、あるいは巣箱、食餌植物等の保護繁殖設備等を整備するとともに、野鳥の観察のための観察等歩道でありますとか、あるいは観察小屋、説明板等を設けるといふことにはいたしまして、鳥と人が親しめるような形の計画を考えておるわけでございます。特にこの野鳥の森というものはそういう意味で、絶対の施設であるというふうなことを考えておるわけでございます。今後ともこの四カ所に引き続きまして全国的にこれを造成していくことを考えておるわけでございます。

○島本委員 干がたの保存については、これは自然生態系に即したものでなければならぬはずですから、この干がたの調査の具体策はでき上がっておりますか。  
○首尾木政府委員 最近埋め立て等が非常に進行をいたしております残された干がたというものが非常に少なくなっておりますことは、これはやは

り渡り鳥等の保護の上においてはきわめて重大な問題であるというふうなことを考えておるわけでございます。今後残された干がたというものを大切にすることを観念して、特に渡り鳥の飛来するところにつきまして干がたの保存といたしましては力を尽くしていきたいと考えております。本年度その調査を行なうことにはいたしております。なお、干がたの減少に対応する一つの対策といたしましては、今後人工干がたの造成といたしたことも考えておるわけでございます。

○島本委員 この人工干がたというふうなものの造成、これはやはりいろいろな点で考えなければならぬ点もあろうかと思っております。しかし、これは水鳥が十分に休養できるようなものでなければならぬのが原則です。それと同時に、自然生態系に即したもので環境がはつきり確保できるような人工干がたでないといふ点も必要です。こういうようなことになりまして、いま計画されている、千葉県ですか、新浜、あいうふうなところは、そのためにやるものが逆に、ヘドロで一ぱい埋まっているという話ですが、こういうようなことはやればやるほど環境を悪化させることになり、いふこととやることは結果において相異なる状態を招来するの遺憾なんでしょうが、この点等については、環境庁発足以来日も浅いのですが、十分配慮してまいりますか。  
○首尾木政府委員 人工干がたの造成等につきましては、おそらく従来まだそういった実験というものも十分に行なわれませんでしたために、必ずしも良好な形で干がたの造成というものが進むということについての技術的ないろいろの問題につきましては十分の研究が行なわれていなかったというものが実態ではないかというふうなことを考えておりますが、新浜の問題につきましては、これはただいま造成中でございまして、それが造成のいわば途次でございまして、完成をいたしました際には十分に野鳥の、渡り鳥のための人工干がたとして機能し得るような形のものになることを期待をいたしております。千葉県等に対しまして、そ

の点環境庁のほうからすでに昨年来いろいろ千葉県とも御相談を申し上げておるといような状況でございます。今後干がたの造成にあたりましては、やはりそういったような過去の経験もあわせて今後十分干がたとして機能し得るような、そういった造成につとめてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○鳥本委員 現実、考え方よりも行政のほうが行しておるのです。もうすでにヘドロで一ぱいになるような状態にしておいて、人工干がたをやったって、これは効果をあげる理由がない。

それから、皆さんのほうで琵琶湖の環境保全について先ほどの計画に対して、答申するが、何か意見を入れたかのように、入れないかのように、何でもないのでという長官から話があったのですが、しかし、この琵琶湖の周遊道路をつくることによってアシ、ヨシ、こういようなものがあり、三角洲の形態ですから、そういうようなものがみんな枯れちまって、二年まではもつか、それ以後はだめになるだろうということをあの滋賀の大学ではっきり表明しているのです。したがって、もしこれをつくるならば、一キロとは言わぬが、五百メートルほど波打ちぎわから離れた箇所へつくってくれという、ところがそんなに離れたならば周遊道路にならないということ、ごちやごちやしている。そういうような点、環境保全の点については意思表明してしるべきだ。遊ぶために道路をつけて一年、二年はいいけれども、そんなことで環境がぐく破壊される。こんなことではどうにもならぬのです。その総合計画に対しては熱のあるほんとうの意味の環境保全行政をぶち込んでやってもらいたいです。どうも行政のほうが行して、それが汚染の原因になるのです。どうもその点はおぎなりの環境行政では、いかに長官が幾らがんばってもおくれれている、ことう言わざるを得ません。

○大石国務大臣 いまだいぶ鳥本先生からおしかりを受けましたが、確かに行政面ですすかった面もございます。たとえば新浜のあの八十八ヘクタールくらいの問題、あれも非常に思慮の足りなかつた行政であつたと思ひますが、当時はあのような急激な経済開発の波に押されまして、それでも何とかあそこを守りたいという一部の人の情熱が突りまして、あのような計画になつたわけでございます。当時は環境庁もございせんでしたし、たとえば自然保護を守るための国立公園部にしまして、どちらかといへば力の弱い存在であつたために、他のいろいろ行政に押されてあのようなことになつたと思ひますが、それでも確かに計画はあまりうまくありませんでした、あのようなものを残し得たというところは、当時としては私はやむを得なかつたと思う、けつこうであつたと思ひます。これからそういうことはいたしません。たとえば琵琶湖の道路にしまして、十分に向こうの、滋賀県の野崎知事に申し入れてあります。私、先ほどこれは国立公園にまで繰り上げてきちんとしたいというの、そういうものをやめさせたいということ、初めから完全なこつちの了解なしにいかげんなことをさせないという方針のもとに、そういうことを考えておるわけでございます。せつかくの自然を破壊するようないことができないように、また、それをさせないのも、語弊がありますが、自然保護については私は行政が強くとやむを得ないと思ひます。そういう意味では行政独善とは申しませんが、強いものにして守りたいということを考えておるわけでございます。たとえば、干がたにしまして、御承知のように、千葉県から東京都にかけての幕張とか、あるいはこつちのほうの葛西から、あるいは新浜沖、これはああいうところは、いまあるところは申しますと、干がたでなくつたありま、これはもちろん海水が汚染されていると、あるいは埋め立てが行なわれておるといふ問題もありませんけれども、同時に地盤沈下がだんだん進んでまいりまして、干がたがなくなりつたあつたというのが現実でございます。しかし、干がたが残らないのは困りますので、何とかして干がたを戻したいという熱望によりまして、御承知のように東京都の葛西沖には四百ヘクタールの干がた

をつくることに、それは人工的なものであります。わざわざ四百ヘクタールの干がたをつくることに東京都との間にいふ合意ができました、その仕事を進めております。これは魚を釣る人も簡単に不用意に入れないような非常にきびしい自然を守るための規制までしてつらばなものをつくろうという計画を立てておりますし、たとえば新浜にしまして、あそこは約一千ヘクタールの埋め立てが行なわれるわけでございますが、それをどのように利用したらいいか、どのように干がたをつくらうか、またどのようにつくるといふことを十分に検討して、りつぱなものをつくるといふこと、一番理想的な計画をつくりつとあるといううなことでございまして、おつしやるとおり、これからは遺憾なことはいたしません、きちんとしたはんとに役に立つ行政を行ないたいと考えておる次第でございます。

○鳥本委員 渡り鳥条約に指定された渡り鳥のうち十五種類くらいが狩猟鳥に入つておるのですけれども、このような鳥の保護強化、こういうようなことは当然考えられなければ、もう撃たれまから、狩猟鳥になつておるから、せつかくやってもいままに種族を絶やすことになるおそれがないかどうか。

○首尾木政府委員 御指摘のとおり、現在条約で指定をされております保護対象のうちでマガモ、コガモ等の十五種につきましては、これは狩猟による捕獲を認めておるところでございます。しかしこれは一応全部の保護対象鳥の中で生息数を勘案をいたしまして、その中の約半数のものを狩猟鳥から除外をしまして、残つたものがこれか十五種の狩猟鳥になつておるわけでございます。一応生息数から考えますと、現在そのようないつたような判断のもとに、そのようにされておるわけでございます。しかし、今後ともこれらの狩猟鳥の生息状況に対応いたしまして、捕獲規制について適切な運用をはかりますとともに、

特にその生息環境保全のために、今後はそういう問題につきまして、たとえば鳥獣保護地区の増設というような方法によりまして、その生息数の維持というものはかかっていきたい、かように考えておるわけでございます。

○鳥本委員 では、この鳥獣の保護地区の増設を今後考えたいというのですが、けつこうです。それならば、これは鳥獣保護地区ですか、このように鳥獣の構想もあつてしるべきだと思ひますが、事務的にこういような点も考えていますか。

○大石国務大臣 この鳥獣保護地区につきましては、われわれはそういう制度をつくりたいと思ひまして、いま努力している最中でございます。いま日本の国では禁猟区、つまり鳥獣保護地区というものをつくられて、そこでこれは日本では大体二百万ヘクタールございまして、その中で鳥を保護しよう、それ以外のところは自由にとでも撃つてよろしいというのが日本の制度でございます。しかし、先進国ではあまりこのような制度は少ないのでございます。やはり諸外国を見ますと、いろいろな形になつておりますけれども、猟区において鉄砲を撃つてよろしい、それ以外認めないというのが大体世界的な傾向でございます。私はこれは正しい考え方だと思ひます。ですから、できるならば、私は鉄砲を撃つ方々も、それからスポーツでございまして、これは非常にけつこうであります、やはり一定の範囲内で、つまり猟区を設定して、その猟区の中で十分ハンティングを楽しんでいただく、それ以外は安心して鳥が安心して住めるように、人々が安心して鉄砲のたまに、音におどろかされないので生業ができるような、そんなものをいたしたいと考えまして、猟区においてのみ狩猟する。それ以外のところは一応鉄砲は撃たない。その猟区といふものは日本の各地に広くつくつて、そこの中でできるだけ撃つてよろしい鳥をふやしてやつてもらう、そういうふうな生かしたいというのがこの鳥獣保護地区の考え方でございます。

○鳥本委員 世界的には大体三つほどいろいろな

をつくることに、それは人工的なものであります。わざわざ四百ヘクタールの干がたをつくることに東京都との間にいふ合意ができました、その仕事を進めております。これは魚を釣る人も簡単に不用意に入れないような非常にきびしい自然を守るための規制までしてつらばなものをつくろうという計画を立てておりますし、たとえば新浜にしまして、あそこは約一千ヘクタールの埋め立てが行なわれるわけでございますが、それをどのように利用したらいいか、どのように干がたをつくらうか、またどのようにつくるといふことを十分に検討して、りつぱなものをつくるといふこと、一番理想的な計画をつくりつとあるといううなことでございまして、おつしやるとおり、これからは遺憾なことはいたしません、きちんとしたはんとに役に立つ行政を行ないたいと考えておる次第でございます。

○鳥本委員 渡り鳥条約に指定された渡り鳥のうち十五種類くらいが狩猟鳥に入つておるのですけれども、このような鳥の保護強化、こういうようなことは当然考えられなければ、もう撃たれまから、狩猟鳥になつておるから、せつかくやってもいままに種族を絶やすことになるおそれがないかどうか。

○首尾木政府委員 御指摘のとおり、現在条約で指定をされております保護対象のうちでマガモ、コガモ等の十五種につきましては、これは狩猟による捕獲を認めておるところでございます。しかしこれは一応全部の保護対象鳥の中で生息数を勘案をいたしまして、その中の約半数のものを狩猟鳥から除外をしまして、残つたものがこれか十五種の狩猟鳥になつておるわけでございます。一応生息数から考えますと、現在そのようないつたような判断のもとに、そのようにされておるわけでございます。しかし、今後ともこれらの狩猟鳥の生息状況に対応いたしまして、捕獲規制について適切な運用をはかりますとともに、

国によって違ふ考え方があつたようであり、日本の場合は一番自由に撃てるような体制のようであり、各人の狩猟の自由を認めて、ただ狩猟するための制限を設けるといふ狩猟自由主義、こういうような考え方に立つておられるのが日本だとかアメリカだとかスペイン、ポルトガルなどであり、それと同時に、フランスやドイツやベルギー、こういうようなところではやはり土地所有者のみが狩猟設定権を認める。そして狩猟許可を受けた者が狩猟をするというように、ほんとうに限定されたいわば地主狩猟主義といふか、こういうような立場をとつておられる国もそれぞれあります。そのほかにも国家、地方公共団体、このみが狩猟設定権を認め、特に入猟許可を受けた者のみが狩猟できるという、いわば国家狩猟主義、こういうようなものもあるようですが、これはスイスでやっているわけですが、いま日本は一番この点では自由な、鳥には過酷な国になっているわけであり、したがって、いま長官がおっしゃつたような猟区狩猟制といふようなものは一つの大きい課題として十分今後を結ばせるようにすべき問題ではないか、こう私も思つておられますが、何か圧力もだいが加わつておられるようですが、あなたはおそれないで、堂々とやつてこそあなたは生きるのだから、自由民主党政府がだめなら社会党政府にきて環境庁長官をやつてもらつてもよろしくございしますが、鳥のためにもひとつがらばつてやつてもらいたいと思つています。このことをひとつ要請しておきます。

それから鳥類や家禽の輸出入については現在どのような規制がございしますか。

○首尾木政府委員 現在輸出入のうち輸出につきましては、適法な捕獲をしたという事の証明がございしますれば輸出ができるということになっておるわけですが、今回の特殊鳥類の保護にあたりましては、これについて特に輸出の許可制を厳重にいたしまして、特別の目的に對し、學術目的でございしますとかそういう限られた目的の場合に限つて輸出をするということとを認めることになつておるわけがございします。また輸入につき

ましても、これも今回の法律によりまして、特殊の鳥類につきましては厳重なその国の政府の証明があつて初めて輸入ができるというような形にいたしておるわけがございします。

○鳥本委員 ではその次に伺ひたいのですが、これはどうなつていまして、狩猟の規制についてですが、現行法では規制しておられるようですけれども、乱場における取り締まり指導、こういうものもどうなつておられるのか。だいがおぶないような状態にあるということも聞いています。これについてはどういふふうになつておられるのか。人身事故というふうなもの、一番乱場におけるものが多くあると見えます。先般のテレビもそういうふうな危険のあることを報道しておりました。

○首尾木政府委員 そういふ狩猟の場所における人身事故の問題でございします、これは昭和四十五年度におきましては約二百三十人というところでございしますが、本年度四十六年度のものも今日入つております報告から推定をさせていただきますと、約その半数といふものに想定をされておられます、約百一件といふことが想定をされておられるわけがございします。今後この問題につきましては、やはり人身事故の徹底的な防止ということをはかりましたら、そういう講習でありますとかということが重要でありますので、そういう点につきまして十分な講習をやり、銃器の取り扱いに対する実技訓練等を行なうことといたしておりました、今後ともそういう事故の絶滅につきましては万全を期していきたい、かように考えておるわけがございします。

○鳥本委員 コウノトリであるとかトキであるとか特殊鳥類ですね。またこれに類するようないくつかの鳥類の保護、それからだんだん減つてきますので増殖、こういうのは環境庁として具体的に考えておられますか。

○首尾木政府委員 すでにキジ等につきましては人工増殖の技術というものが開発をされて、それをどんどんやつておるわけがございしますが、こういうふうな特殊鳥類、コウノトリあるいはトキといつたようなものにつきましては、個体数が非常に減つておるといふような現状にかんがみまして、増殖といふことが必要であるといふふうな考えがございしますが、目下具体的にその方策を定めるまでには至つておりませんが、今後そういう点につきまして十分努力をいたしたい、かように考えておるわけがございします。

○鳥本委員 長官、これは端的に言つて狩猟を規制することによつて反射的に鳥類の保護をはかるうとするだけがいままでの行政のあり方だつた。いま言つたように、増殖といふ点についてもこれからの課題のようであり、やはり積極的

に今後、繁殖に必要な対策を打ち出すまでいままですべておられませんから、財源の確保とこれに對する十分な対策が必要である、こういうふうに思つておられるのであります。それと、もう一つは、三十五年五月二十三日から二十八日までの間に第十二回の国際鳥類保護会議が東京で開かれました。それも日本鳥類保護連盟が主体となつてやつた。そして十六項目の決議がなされて、そのうちの二つに、アジア諸国とその地域の渡り鳥の保護のための条約を締結することを勧告するといふことになつておられるのです。それが三十五年、いまは四十七年、この間によく日米渡り鳥保護条約の締結といふのがいま出されておる。十年以上たつておる。これはせつかくやりのがらサボつてきておるといふことになるのじゃないか。この決議はいまでも生きておるはずであり、そういうアジアの他の諸国との間に条約を結べといふものを自分の国の東京で定めておきながら、いまようやく環境庁ができてから一つの条約の締結だけやつたといふことはおそきに過ぎるのじゃないか。今後やはりこれは進めなければならぬはずであり、この点等についても十分配慮すべきである、こういうふうに思つておられます。

○大石國務大臣 前段の鳥の保護増殖をはかるべきであるといふ御意見に全く賛成でございします。

やっぱり鉄砲で撃たない、狩猟をやらないことも大事であります、それよりも鳥が安心して生息して子供をつくれるような環境をつくる、これが一番大事だと思つています。そういう意味ではやはりできるだけ日本の森林資源を大事にし、あるいは日本の自然の状態を大事にする、あるいは毒性的のある農薬を使わないといふことにはできるだけ意を用いなければならぬと思つています。

ただ人工増殖につきましては、私いろいろ疑問を持つておられます。たとえば昨年コウノトリはほとんど絶滅してしまつてどうにもなりません、トキも十羽とか十一羽、これをつかまえてきて人工増殖によつてふやすといふことは最後の決意であると思つています。いまの状態がどうしてかめだといふ結論が出て、しかも人工増殖によつてこつやればだいいつぶん十分やれるのだといふ見通し。これは一か八かのかけのような考え方と思つています。そういうことではない限りは二羽、三羽つかまえてきて人工増殖をはかれないと、こんなことはかえつて有害であるといふ個人では考へておるわけがございしますが、いづれにしても、とにかく自然に増殖できることが一番望ましい、そのように国全体の保護行政をやるべきであると思つておられます。

それから、最後の渡り鳥条約の問題でございしますが、おっしゃるとおり十年間ほつておいたのはまことにすまない次第でございします。これもそのような決議をしながら、やはり日本が経済優先の政治の方向に押しまらされて、今日までそのことがなし得なかつたことは非常に残念でございしますが、幸いにおさまきながらようやく日米渡り鳥保護条約ができておりました。今度はさらにソ連にもそのように入力を入れたいと思つておられます。

私はストックホルムの人間環境会議に参る予定でございしますが、その前にモスクワを訪問いたしまして、その渡り鳥保護条約締結についての申し入れをして、そして来年度あたりにはそのような条約が結べるようにしてまいりたいと思つています。計画いたしておられます。なおこのような地球全体

トキといつたようなものにつきましては、個体数が非常に減つておるといふような現状にかんがみまして、増殖といふことが必要であるといふふうな考えがございしますが、目下具体的にその方策を定めるまでには至つておりませんが、今後そういう点につきまして十分努力をいたしたい、かように考えておるわけがございします。

○鳥本委員 長官、これは端的に言つて狩猟を規制することによつて反射的に鳥類の保護をはかるうとするだけがいままでの行政のあり方だつた。いま言つたように、増殖といふ点についてもこれからの課題のようであり、やはり積極的

に今後、繁殖に必要な対策を打ち出すまでいままですべておられませんから、財源の確保とこれに對する十分な対策が必要である、こういうふうに思つておられるのであります。それと、もう一つは、三十五年五月二十三日から二十八日までの間に第十二回の国際鳥類保護会議が東京で開かれました。それも日本鳥類保護連盟が主体となつてやつた。そして十六項目の決議がなされて、そのうちの二つに、アジア諸国とその地域の渡り鳥の保護のための条約を締結することを勧告するといふことになつておられるのです。それが三十五年、いまは四十七年、この間によく日米渡り鳥保護条約の締結といふのがいま出されておる。十年以上たつておる。これはせつかくやりのがらサボつてきておるといふことになるのじゃないか。この決議はいまでも生きておるはずであり、そういうアジアの他の諸国との間に条約を結べといふものを自分の国の東京で定めておきながら、いまようやく環境庁ができてから一つの条約の締結だけやつたといふことはおそきに過ぎるのじゃないか。今後やはりこれは進めなければならぬはずであり、この点等についても十分配慮すべきである、こういうふうに思つておられます。

○大石國務大臣 前段の鳥の保護増殖をはかるべきであるといふ御意見に全く賛成でございします。

私はストックホルムの人間環境会議に参る予定でございしますが、その前にモスクワを訪問いたしまして、その渡り鳥保護条約締結についての申し入れをして、そして来年度あたりにはそのような条約が結べるようにしてまいりたいと思つています。計画いたしておられます。なおこのような地球全体

トキといつたようなものにつきましては、個体数が非常に減つておるといふような現状にかんがみまして、増殖といふことが必要であるといふふうな考えがございしますが、目下具体的にその方策を定めるまでには至つておりませんが、今後そういう点につきまして十分努力をいたしたい、かように考えておるわけがございします。

の渡り鳥の保護につきまして、いろいろなことをしようという一つの提案を、私はストックホルム会議でしようかともいまひそかに考えておるところでございます。

中国につきましては、国交がありませんが、民間の手を通じてそのようなことを申し入れてございますし、これもできる可能性があると思っております。そういうことを順次、さらに蒙州とかあるいは東南アジアの諸国もございませぬ、こういう国もいろいろなむずかしい事情もございませぬけれども、一つ一つ努力すれば、これは必ずしもお互いの国のかげ引きとか利益にはほとんど関係ありませんから、非常にやりやすいことじゃなからうか、いい効果をおげ得るのではなからうかと考えて、そのような方針を、今後環境保護行政の中につけ加えてまいりたいと考えておる次第でございます。

○島本委員 時間でありませぬから、これで終わらざるを得ないのは残念であります、与えられた時間は短うございます。ただ一つ、最後に、日本はいままで自由な狩猟国だったのですが、やはり保護国へ行政的にも政治的にも向きを変えなければならぬのだ、こういうように私も考えております。この法律をつくるのは一つの転換期である、こういうふうに思っています。日本の高度経済成長、そのために犠牲になった国土を、今度きれいに保全して、それによってまず一番いままで疎外しておいた鳥獣類の保護、これに対してはつきりと世界に模範的な、日本の国民の品性の高さ、こういうようなものを示すべき一つの足がかりにすべきだ、こういうふうに思っていますから、今後の行政には十分気をつけて、立ちおくれのないように、心からこれを希望しておきたいと思うわけでありませぬ。

それと同時に、いま狩猟そのものはスポーツと解されておるようでありませぬ。そうすると有害な鳥獣の駆除、こういうようなものとこれは明確に区別されるのが妥当だと私は思っております。スポーツだとすると、それが当然正しいのであります。どうもこういうのが混同されたままになって

いる。それと同時に、かすみ網のようなものは自由に輸出されたりつくられたりしておるといふことは、いろいろな意味で行政の質が日本でははらにならぬというふうな気がして、この点はどうか、今後にお考えでしょうか、最後にそれを伺いまして、私は終わるわけでありませぬけれども、ひとつ簡単に答弁を願います。

○大石國務大臣 いまのいろいろなお説には、まことにありがたいことと心から共鳴する次第でございます。

かすみ網につきましては、絶対にこれは禁止しなければなりません。ただ、この風習がまだ残っておりまして、それを実行しているものがあるというところは非常に残念であります、これはどのような権力を発動しても押えなければならぬと考えております。ただ、問題はかすみ網を売る、あるいはつくることに問題があると思っております。これは以前からいろいろ議論があつたようでございます、むずかしいと申しますか、私はいろいろ考えて、これはかすみ網を売った場合に処罰をすべきだ、このようなことを考えて、そのような方向に向けていかなければならぬ、こう思っています。

○島本委員 終わります。

○田中委員 次に、岡本富夫君。

○岡本委員 きょうは当法案の最後の詰めをしておきたいと思っております。

そこで文部政務次官に伺いますが、愛鳥教育、日本の現在を見ますと、非常に鳥を愛するといふ気持ちにならなくなつておる、鳥のほうは逃げていくというふうな現状でありますので、この愛鳥教育についての提案として、一つは大学の教育課程の講座に野鳥保護を入れる、なぜならば、現在技術者が少ないわけでございますので、こういった法律ができましたら、日本の現状では、結局鳥を非常にかわいがらる愛鳥家が寄つていろいろなことをやっておるといふことで、いかにたくさんの方をつくりますか、これを監視監督する者がいないという面を考えますと、そういった技術者が必要である、同時に愛鳥精神が必要である、

そういう教育をする必要があるであろう、こう思っていますので、その面について文部省としてどういう方向でいくつもりか、またどうするか、この点をひとつ御説明いただきたいと思っております。

○渡辺政務次官 お答えを申し上げます。

岡本先生の鳥獣愛護の精神ということにつきましては、私も全く同じような気持ちを持っております。

特に指導要領等につきましては、その中の道徳というところにおきましてやさしい心をもって動物や植物を愛する、こういう方向で指導を行なっておりますわけでありませぬ。愛鳥精神ということにつきましては、その中におきましてそれぞれ指導をいたしておることであります。なお特別活動、科学クラブ活動の一環としまして巣箱の架設等、鳥獣保護施設の設置、あるいは傷つきましたあるいは病氣を持っておられます傷病鳥獣の保護等の活動が行なわれておりました、その実績発表大会が毎年日本鳥獣保護連盟の主催で行なわれておりました、その際優秀校には文部大臣もそれぞれ表彰を行なっておりますのであります。しかし、今後とも鳥獣を愛する精神の涵養ということにつきましては、徹底をはかってまいりたいと考えております。

そして、先生の御提案になつておられますカリキュラム等において、愛鳥の精神を指導するようにということにつきましては、御承知のようによいこととしか改定したところではございませんが、また今後機会を見ましてなるべく早く前向きに検討してまいりたい、かように考えております。

次に、鳥獣保護の専門家育てるための講座を設けたらどうかというお話でございますが、この点につきましては御承知のように公害の排除、自然環境の保全、また育成ということにつきましては、これが育成されるものと私は考えておりました、こういうものにつきましては理学部、農学部等におきまして基礎的な教育研究を行なっております。

ところでございます。したがって、そういう中でそれぞれ研究をいたしておりますが、先生お説のように学科講座を設けるということにつきましては、今後それぞれ大学の要求等も踏まえまして前向きで対処をいたしてまいりたい、かように考える次第でございます。

○岡本委員 渡辺政務次官は当委員会の理事でございます。また自然環境保護については力を入れてもらえる、こういうことできょうは来ていただいたわけでございますので、どうかさらに検討をし、環境庁長官ともよく相談をして、そしてりっぱな実効ある対策をやっていただきたい、これを要求いたします。

そこで、次は環境庁長官の談話の中で、小鳥がさえずる日が遠からず日本じゅうにあふれる日がやってくるでしょう、こういう談話を、私見たところがあるのですが、日本を中心にした愛鳥ネットワークを推進したいという発言、これは大いに私も歓迎するところでありませぬ。日米に続く渡り鳥条約の今後の推進、先ほど島本委員に対してソ連ともやっつけていきたい、こういう熱意に対しては非常に私も喜んでおる、また了すとすることでありませぬが、そこで、一つだけ具体的に長官にこの法律の審議にあつてお聞きしておきたいことがございませぬが、大きな具体的なことをお話ししますが、大きな具体的なことは何にもならない、こういうふうに思っていますので、これは大阪とそれから兵庫との間に猪名川という川がございまして、ここに自然林が残つておるわけで、ちょうどいま猪名川の河川敷の改修が行なわれまして、川がほかにできたわけですね。そこでそのあとを自然公園にしてもらいたい。

この場所は、御承知のように、これは伊丹市役所の調査室の調査結果でありますけれども、渡り鳥あるいはまた漂鳥ですね、そのステーションみたいになるのでしょうかね。そういったところをございまして、ここをいま開発をしてしまえば、長官がおっしゃったような小鳥のさえずるところがなくなるわけでございますので、これについて環境庁のほうにも地元の方、あるいはこれは

京都大学ですが、岡野教授が来られていろいろと意見具申をしておられるようでありますが、これはどういふようになさるおつもりか。こういう一つの事例をとらえまして、今後の鳥獣保護法の、いろいろ法律の改正あるいはまた自然保護法の成立にあたって、そういうこまかなところに配慮した法律でなければ結局実効があらぬ。アドバルーンだけであつたらぬ、こういうように思ふことになつてはいけない、こういうように思ふので、この一つの点を取り上げて長官に御意見を承りたい、こういうわけでございます。

○大石国務大臣 ただいまの猪名川の自然保護の問題でございますが、これはやはり私のほうでもたびたびほんとうに熱心にずいぶんと陳情いたしておりまして、私もぜひそれに協力してあげたいと心から願つておるところでございます。ただ、この面積が非常に小さいところでございます。小さいけれども、あのような阪神間の人口稠密の公害の多いところで、たとえ小さくてもそのような自然が残つておることはきわめて貴重でありまして、何とかして残さなければならぬと思ひます。ただ、いま申しましたように、これを国立公園とか国立公園に指定すればある程度保護はできますが、とてもそれだけの規模のものでもございませぬ、ほんとうのことを申しますと、これを県立公園等に、県で自然保護条例でもつくりまして、県のほうでそれを守つてもらえば一番いいと思ふのです。ただそれには県の自然保護条例をつくつても、それを裏づける法的な根拠がいまありませんでした。それで今度は、私もこれからお願ひしたいと考へておられます、自然環境保全法案の中にも、この各県の自然保護条例を法的に裏づけてあげることが一つの大きな骨子になつておるわけでございますので、早くこれをつくり上げて、そうして、早くこれを、そのような河川敷を、県のほうでも保護していただければ一番ありがたいものだと考へておるわけでございます。

直接私は、これを守りなさいという、どうしなさいという権限は、いまのところはないのです。

ですから、西村建設大臣にもしよつちう言ひまして、これをめんどろ見なさいということをおつておるわけですが、一番問題になりますことは、市のほうが、何市でしたか、あの市で、何か妙なことで、すでにあれを持っておる旧地主の方々と、何か土地を交換とか、話し合ひをして、一部を何か地主に渡し、一部だけを公園にするような計画が、すでに約束ができておるといふことが非常に臨路になつておるようでございます。こういうことも、やはり市がそれを体して反省をして、それを守る、自然を残すということに何とか協力してもらわなければならぬ、それが一番先のことでございます。そういうことで、地主は私の権利だといつてかたに土地の一部を使つてしまふやうにもなりません。そこに問題があるわけですから、いま言つたやうな県の自然保護条例を適用させるとか、あるいは市長あるいは市議会当局にそのやうな理解をしてもらふとか、そういうことをいろいろいたしたいと考へて苦慮いたしておりますが、直接は、私どもの手でこれを守るという適切な手がございません。非常に残念に思つておる次第でございます。

（委員長退席、島本委員長代理着席）  
○岡本委員 何かし、あるいは県にそういう自然公園をつくらせるといふことには、私も、何と申しませんが、民有地、こういうところを買ひ上げていくというやうな方向、そして自然を確保していくというやうな方向、ひとつはこれを将来長官のほうで指導もし、あるいは法の運営、こういうやうなものが必要であるというふうに思ふのです。それについて、ここ一つ例をとります、民有地が十一万五千平方メートルですが、それから公有地が九万平方メートル、こういうことになつておる、民有地が非常に多いわけです、いま審議しておる、特段の長官の援助も反すわけでございますので、特段の長官の援助も反すわけでございますが、もう一ぺん……

○大石国務大臣 喜んで私はできるだけの努力はいたしたいと考へておりますので、ひとつそのうちに市長さんにも来てもらひまして、いろいろ具体的な、どのやうにして考へたらいいのか、どのくらゐ金がかかるのか、そういうこともいろいろお聞きしたいと思ひます。いまわれわれのところには金はございません。ただ御承知のこととしては幸いに国立公園の中の民有地を買ひ上げる交付公債制度がございまして、六十億の予算をとつております。これは非常にありがたい、今後ともこの政策を伸ばしてまいる考へております。これはことしは要するに国立公園内の地域しか買ふことができません。しかし、私はこれはできるならば将来ももっと伸ばして、国立公園ばかりでない、県立公園でもいい、地方自治体でそういう意思があるならば、ある地域を買ひ上げるやうな制度にまで広げたい、私はこれをいま希望して、そこに一の望みをかけておるわけでございます。それから、こういうこと、今後は、ますます役に立ちませぬけれども、こういうことも考へまして、そういう問題は解決の方向に向けてまいりたいと思つておるわけでございます。

○岡本委員 ところで次にもう一念を押しおきたいことは、鳥獣、特に特殊鳥類の保護について、たとえば千葉県で人工干がたをつくつておるやうであります。最初はひっくり返しますから、たぐさいろいろな虫とかあるいは食べものがあるかも知れない。しかし、それが何年かたつと変わつてしまつて、今度はなくなるかも知れない。そういう生態学的ないろいろな面を考へますと、はたして人工干がたがうまくいくのか。あるいはまた鳥類の保護についていろいろの研究が必要であるか、これは私が調べたところでは、山階研究所ですか、世界で有名なところだといつて、行って見ましたら、小さい、ほんとうにもう外国の人が見てびっくりするやうなところだ、こゝをこゝにいらつしやるわけですから、そういうことを考へますと、環境庁の付属機関としても、こゝに独立の研究所というやうなものをつくる必要

があるのではないか。そうでなければ、いかに法律をつくりましても、結局、そういう基礎的な研究がなくては、ほんとうの鳥類の保護ができないのではないか、こういうふうに私は思ふので、これに対する長官の御意見を承りたい。

○大石国務大臣 それは私も、日本に大きな鳥類なら鳥類全体の、あるいはいろいろのことについてのやうな研究所があれば一番望ましいと思ひます。ただ、御承知のやうに環境庁では、基本的な公害についての国立公害研究所もやうやく昭和四十八年度にできるといふ情勢でございます。なかなか思ふやうにそのやうな大きな自然保護についての研究所も、いま二、三年のうちにできるといふ見通しはまだありません。しかしおっしゃるとおり、いづれ近い将来にはそういうものを持ちたいと考へておられます。それまでの間は、民間でもあるいは大学でもどこでもけつこうであります。そういう研究所が十分に活動ができるやうにお手伝ひをしてまいりたい、そしてその機能をできるだけ發揮して、われわれに協力してもらふやうにいたしたい、こう考へて進めてまいりたいと思ひます。

○岡本委員 ところで、国立の公害研究所を四十八年度からということですが、そういうところにもこうした鳥類保護のための一つの研究部門といひますか、最初は小さいでしようけれども、そういうものからでもつくつていく考へはないか。もう一つは、いま民間のやうなやうなところに協力をしてもらつて、いろいろな話であります。そのうはいいまして、いろいろな費用も要するわけですね。そして、そういうところに対する助成措置といひますか、あるいは研究依頼と申しますか、そういうやうなものを育てていくやうな長官の考へがなければ、ほんとうに苦勞してやつて、何とか灯がともっているというやうな状態でございますから、将来の国の研究機関の中に入れていくやうな考へ方があるのかないか、またそういうしなければならぬのではないかというこゝを、ひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○大石国務大臣 国立公害研究所は、とりあえず

いまのところは、いわゆる狭い意味の公害を中心になすところでございますが、おっしゃるとおり、近い将来にはやはりこれを拡大しまして、自然環境保護のものにつきましては、これは別個のものではありませんが、当然根は一本のものでありますから、その方面も研究できるよそのものに大きく拡大してまいりたいと考えております。

なお、民間のものにつきましては、できる限り協力して、いろいろの調査の依頼なり、そういうことも実際のいろいろとお願いして、協力を仰いでまいりたいと思っておりますが、やはり大きな問題を根本的に研究するには、大きな予算を持った大きな機関が必要であると思っております。そういう意味では、おっしゃるとおりものを近い将来には考えていかなければならないと思っております。

○岡本委員 そこで長官、鳥類のために人間が犠牲になるといふこともおかしな話でありますけれども、鳥類はちょうど、人間の環境として生息できるかできないかというものの斥候兵みたいなもので、ほんとうに小鳥がさえずるといふような環境であれば、人間も安心して住める。どっちが先かわかりませんが、相互関係になると思っております。そういうことを考えますと、これは相当力を入れなければならぬ問題であると思っております。

最後に一つお聞きしておきたいことは、これは長官がおいでにならなかつたときに、林野庁と政務次官でしたかいろいろお聞きしたのですけれども、林野庁は約四万人の人たちを特別会計でまかなっているわけですか。それはやはり木を切つてまた新しい植樹をする、こういう利益によって生活を営む、あるいはまた動かしおとすということになりますと、大事な原始林なんかもマツクイムシだということも切つていきます。行つてみますと、マツクイムシの食べる期間というものは大体きまっていますので、それ以外のときにじゅんじゅん切つてどんどん安売つていくという事例も私は知っているわけですか。こういう原始林の伐採というものに対して、環境庁長官が何らかのチ

エックをするといひますか、そういう法律はないかもしれませんが、これについて最後に念を押して、そして長官、将来そういう方面に力を入れていただきたい、そうでなければ生息が危うくなるのじゃないか、こういうように考えるのです。

○大石国務大臣 環境庁は、環境を保全するために、いろいろのなかの省庁に対しても行政上これを協議する権限がございます。ことに勧告権というものがございまして、これで、どうしてもこのような方向に協力してもらいたいという場合には、環境庁が具体的に他の省庁に対して勧告する権限がございまして、そうするとその役割は、その勧告に対して十分に努力しなければならぬ義務がございまして、また、どのような努力をしたかを直ちに報告する義務がございまして、それを怠つていない場合には総理大臣に私のほうから申し出て、総理大臣から今度はこれを命令するといふ権限もございまして、そういう権限を十分に發揮しまして、日本の自然保護のために努力してまいりたいと思ひます。

（島本委員長代理退席、委員長着席）  
すでにわれわれは勧告第一号は運輸省に昨年の暮れ出しまして、伊丹と羽田の航空騒音に対する措置をいたしたわけですが、幸いにこれにつきましてはほとんど大部分の勧告をいれてもらひまして、そのように実行に移してやっております。政に對しては、われわれは近い将来にはそのような勧告をするかも知れません。いろいろと検討いたしておる最中でございます。

○岡本委員 長官、伐採なんかする林野庁のいろんなものについては、よく監視をしてそして勧告をする。そうでなければ、大かたきまつてやりかけてから勧告をしたりするもおかしいし、要するに、住民がやかましく言つて初めて環境庁が動く、というふうなことは権威がないと思ひますので、大きな伐採なんかやるときにはひとつ環境庁がチェックをして、そしてよく検討していくというようにして、ひとつきびしくやつていただきたい。

これを要求し、環境庁長官が特段のお力を發揮していただくことをお願いいたしまして、終わります。

○大石国務大臣 御要望は十分にこれを体しまして、努力いたします。

○田中委員長 次に、西田八郎君。  
○西田委員 最初に、愚問のようになりますけれども、いただきました資料の中で特殊鳥類の種類が日本二十八種となつておるようでありまして、その二十八種のおもな鳥の名前とその生息地をひとつお聞かせを願ひたい。  
○首尾木政府委員 お答え申し上げます。  
この二十八種を全部一応申し上げますと、タンチョウ、カラフトアオアシシギ、アカガシラカラ、アホウドリ、シジュウカラガン、トキ、コウノトリ、オガサワラノスリ、ニホンイヌワシ、シマハヤブサ、エゾシマフクロウ、エゾミユビゲラ、オオストンオオアカゲラ、ナミアカヒゲ、オオトラツグミ、ニホンオオセッカ、トリシマウグイス、ハハジマメグロ、オガサワラカラワシ、ニホンライチョウ、ルリカケス、それからさらに琉球関係につきましては、ヨナクニカラスバト、カンムリワシ、ノグチケラ、ダイトウミンサザイ、ウスアカヒゲ、ホントウアカヒゲ、ヤエヤマシロガシラ、以上、二十八種が……

○西田委員 おもなる生息地……  
○首尾木政府委員 課長のほうから説明させていただきます。  
○仁賀説明員 御案内のように、タンチョウツルは釧路地方の湿原地帯に住んでおります。それから北海道ではカラフトアオアシシギでございますが、これは北海道のほうに住んでおります。それからシジュウカラガンというのがいま局長から話が出ましたが、これは非常に珍らしい鳥でございます。いままで宮城県伊豆沼に来たというふうな事例が残っております。そうたくさんいるという感じのものではございません。御案内のように、トキは佐渡、そういうふうな形でございまして、総じて申し上げますと、ほとんどのものは環境がまだ十分残つておる離れ小島が生

息地になつております。離れ小島でないものといふのはほんとうに数えるほどしかない、ほとんどは離れ小島に住んでおる。多くの場合、無人島のような形あるいは灯台守がそこにおられるというふうな形で環境が残つておる。そこに生息しておるといふ形態をとつております。

○西田委員 ということは、人間も住みにくい世の中になつてきたわけですから、鳥自体も非常に住みにくくなつて、だんだんと自分の住みよいところを求めていつていけるように思ふわけですね。したがつて、その原因は、大気の汚染であるとかあるいは騒音、または水質汚濁、さらには農林業の薬剤散布といったようなことがおもなる原因になつておると思ふのですけれども、そういうふうなことをいひますと、現在の経済情勢並びに産業構造の中で、ほんとうに環境庁長官の言われるような、自然を保護して、そしてそれらの鳥類の生息を可能に得るだけの措置がとれるのかどうか、非常に大きな疑問を持つわけですね。その点について、長官としてどう考えておられるのか。

○大石国務大臣 おっしゃるとおり、いま日本の自然環境が片っ端から破壊されて、ことに、森林の伐採が私が一番鳥の生息には影響があると思ひますが、そういうことで非常に鳥が少なくなつて、鳥が少なくなれば、人間が住みにくい状態になることは確かでございます。おっしゃるとおり、日本は十分なそれだけのいま自然が残つているかと言われますと、私は自信がありません。しかし、自信があつてもなくても、これ以上やほり破壊させては行けない。たとえ不十分であつても、これ以上は守つていかなければならないと思ふのです。そういう意味では、やはりぜひこれ以上は破壊を進めないように、鳥が安心して住めるような、それがわれわれが安心して住める社会になるわけですから、そういうことで私は努力してまいりたいと思ひます。

○西田委員 そこで、国土開発計画等も立てられておるわけですが、その中にこれからのレジャーブームなんかに乗つて観光開発というのも考えら





先ほど長官の話の中に、伐採という問題が出てきたわけですが、林野庁からお見えになっておられるのですが、伐採について今日までどういうような方法をとってこられたか。個人所有の山林の植林をしたものに対する伐採はもろろん自由だと思ふ。そうして国有林なりあるいは保安林に指定されたものについては許可制がとられてきたと思うのですが、そういういままでの伐採についての方法についてひとつ伺いたい。

○辻説明員 森林の伐採につきましては、森林法に基づきまして地域森林計画及び森林施業計画を立て、これによりまして計画的に行なわれております。また森林の所有者は、森林施業計画をつくりました場合には、都道府県知事の認定を受ける必要があることになっております。このつくりましたものを順守する義務が定められております。また順守していない場合には、都道府県知事は施業の勧告を行ないまして、また森林所有者は伐採にあたりましては、都道府県知事に伐採の届け出をする義務があることになっております。こうした義務に違反いたしました場合には、罰則が課せられるようになっております。

保安林につきましては、伐採の方法等は特にそれぞれ保安林種によりまして指定されます。施業要件が定められております。こうした伐採にあたりまして、都道府県知事の許可を必要といたしましたし、もしそういう要件に違反いたしました場合には、同様に罰則が課せられることになっております。

○西田委員 それで厳格にやっておられるにわかならず、いま環境庁長官が、原因の一つに乱伐があるということをやられたわけでありまして。そうすると、伐採というものがはたして自然保護あるいは鳥獣、ここでいう鳥類の保護というものも加味されて行なわれてきたのかどうか。将来は加味して、そうしたことは十分行なっていくのかどうか。同時に、環境庁はそれに対して農林省との十分なる連携がとれるのかどうか、伺いたいと思ふ。

○辻説明員 お答えいたします。

森林の自然保護、特に鳥獣等の保護との関連におきまして、どのような伐採がなされておるか、あるいはするつもりかという御質問であったかと思ふますが、森林につきましては、御承知のような鳥獣保護区を全国的に設定いたしてございまして、そういう保護区につきましては、それぞれの伐採につきましての制約も課せられております。また特に国有林におきましては、そうした点を重視いたしまして、今後、自然保護なりあるいは鳥獣の繁殖等に必要施設は、たとえば自然休養林その他の地区におきましてのえさをやる施設であるとかあるいは水をやる施設であるとか、そういう点につきましては、従来ともに配慮いたし、今後とも十分配慮いたして、伐採等はいたしてまいりたい、そのように考えております。

○西田委員 それに関連して、さらに植林上、あるいは日本は御承知のように段々畑になっておりました、いま減反政策なんかも進められておりましたけれども、主として減反されておるところは、米がたたくさんとならぬ平野部における、売れば高く売れそうなのは休耕しておいて、そして段々畑なんか、なくしたらよさそうところが残っておるわけですね。そういうようなところで農薬が散布される場合は、これは指導的にやられる場合は別ですけども、最近農家の人手不足も手伝いまして、空中散布という問題があります。そうすると農薬の拡散ということが当然出てくるし、そのことが鳥獣特に鳥類の生息に悪影響を及ぼすのではなからうかと思ふのですが、農薬の散布について、特に空中散布についての規制をしておられるかどうか。その規制も、要するに散布している地区を定めるといふような地域の規制、もう一つは使われる農薬の規制。聞くところによりますと、環境庁では、非常に弱い農薬についてはこれは認めるというふうなところらしいのですけれども、いずれにしても害虫駆除なり除草というのを目的といたしますれば、これは害がないとは考えられないわけですから、そういう点についての規制方法をひとつお聞かせいただきたい。

○大石国務大臣 これは農林省その他とも相談いたしまして、毒性の強い農薬は一切使用させないよういろいろな手段でこれを規制しておりますが、害虫を殺すということから考えますと、他にもいろいろな生物なりいろいろな植物に影響がないとは考えられません。ですから、使用については十分な心得のある規制をしなければならぬとも考えます。しかしいままで日本の国や世界、日本の国というのは、ことに科学というものを十分に活用しようとして中道はんばな科学によつてかえつて振り回された感じがございまして、現段階におきましては、いろいろな農薬を使い、新しい中途はんばの農薬を使ひまして、日本全土が汚染されて、いまさら後悔をしてもたぬもの自然に帰ろうという考えになっております。この傾向は私はいいことだと思ふのです。やはり自然の循環と申しますか、生態系を十分に考慮に入れますと、やはり自然の循環系を十分に活用したような農業政策その他のものでなければならぬと考へて、そのように進めてまいりたいと願っております。

○西田委員 時間のようでありましてから終わりますが、鳥類が生息するということとは人間が生息するにもい環境であるということに逆説から成り立つと思ふのです。また人間が住みよいくところに鳥類も寄つてくると思ふのです。そういう意味で自然環境の汚染というものはきわめて重要な問題であると思ふます。今日まで環境庁長官があたりこちでいろいろの談話を発表されておられますが、どうも談話どおりに思ふてないと思ふます。ひとつ強力にその姿勢を貫かれるように要望いたしまして質問を終わります。

○田中委員長 次に、米原視君。

○米原委員 時間がありませんからごく簡単に二、三の点だけ質問します。いま長官からもお話がありました。いままで自然環境の保全ということが全く軽視されてきたと思ふます。野生鳥類の生息の汚染は実際は人間の汚染の前ぶれだということですね。ですから、そういう点でいままで経済優先のやり方のために前の公害対策基本法の場合も、いわゆる生活環境ということについて経

済との調和ということで、実際は環境の汚染を軽減する、そういう傾向があったと思ふのです。現在大気汚染などが野生鳥類の生息環境に及ぼしている影響ですね。この問題について全国的な調査はやられておるかどうかというのを第一にお聞きしたいと思ふます。

○首尾木政府委員 お答えいたします。全国的な調査は残念でございますけれども、いままで実施されたことはございません。

○米原委員 では、ひとつそういう点、自然保護という観点からすれば、また実際は人間の前ぶれですから、こういう点に今後最も力を入れていただきたいということをやります。

この法案は鳥獣保護法をある意味で強化するものですが、現在鳥獣保護法に基づく取り締まり体制、これは非常に不十分だと思ふのです。都道府県で司法警察官の職務を行なう者が全国で千七百七十六名と聞いておられますが、これで見れば別、それから千七百七十六に及ぶ鳥獣保護区、二千七十四の休養区、六百四十八の狩猟禁止区域の取り締まりをやるということになっておるが、はたしてこの程度で人員でできるのかどうかということをお聞きしたいのです。

○大石国務大臣 おっしゃるとおり千七百七十六人の警察官を持った職員だけではまだまだ不十分でございます。これはもともととふやさなければならぬと思ふます。ただ、御承知のようにこれはだれもかれもがなれるわけではございません。やっぱり鳥に対する愛情、鳥に対する知識、そういうものを持った、いろいろな条件を備えた人が必要でございます。ですから、なかなかそういう人は、給料が高ければ来やすいのですけれども、そういうことではありませんので、そういうことを十分に考えましてできるだけこれからふやすように努力してまいりたいと思ふます。ただ、いまお話のように鳥獣保護区であるとか休養区という問題がございまして、これは確かにそのくらいでは日本の十分な鳥類保護はできないわけですね。だから猟区狩猟制度というものをいま考えましてこれを早く、五、六年の間で全国で実施したいと思ふます。

ございまして、おっしゃるとおりいままでの法律では欠点が多くてどうにもならないという段階にきておると考えております。

○米原委員 警察庁の方にも来ていただいておりますが、警察のほうでも取り締まりを行っておりますが、保護のほうにまでいってないのじゃないかというふうに思うのです。たとえば昭和四十五年度で第八条の二第五項に違反した人が十人、それから第十三条の二に違反した人が二人、こういう報告が出ておりますが、全国でわずか十二人の違反者、こんなことは実際にはないのじゃないか。現実にはもっと違反者は多いのじゃないか。こういうふうにするわけですが、どうでしょう、警察の方に聞きたい。

○関沢説明員 お答えいたします。

警察といましては狩猟の取り締まりは比較的に銃砲の取り締まり、それからさらには狩猟に伴う被害の防止、これは人身事故にもつながりかねない重要なことですので、これに重点が置かれるのも事実でございますが、そのほかにも鳥獣の保護と見地からの取り締まりももちろん実施しております、総件数で申しますと、大体年間二千から三千件の件数を検挙しております、たとえば一条の四の保護鳥獣の捕獲あたりは、四十六年度二百四十四件、百九十三人検挙しておりますし、いま御指摘の十三条に關しましては、警察統計といましては三十八件、十二人、そう多い数ではございません。できるだけ努力はしております。

○米原委員 さつきも長官の言われた保護員の問題ですが、都道府県で現在約二千三百名の非常勤の鳥獣保護員がおりますね。ところがその半分はハンターです。これでは日本の現状で保護ができるかどうか疑問だということを感じます。そういう点で野鳥の会とか実際に鳥を守ろうとしている人たちを保護員として起用すべきである、こういうふうにするわけですが、この点どうでしょう。

○大石國務大臣 私は賛成でございます。以前からそのようなことであるべきだと思っておりますが、やはり日本のいろいろな政治的な考え方、行政のあり方がそういうことを許さなかったと思っております。これから幸いな方向が変わってまいりましたから、ぜひそのような方向に進めてまいりたい。各県にもそのようなことをぜひ指導いたしたいと考えております。

○米原委員 それからさつきもちょっとこの問題でたのですが、鳥獣保護区が二百七十六、約百八十万ヘクタールのうちで民有地が百万ヘクタールに及んでいるわけですが、国有地のほうもいままで林野庁のやらずぶつたりということをよく聞きますが、そういうやり方の中で保護の観点には非常に弱かったという点で批判されておるわけですが、民有地についていくと、これを鳥獣保護という観点から真にこれを守っていくためには、自然公園と同様に、さつき県営の公園とかいろいろの話が出ましたけれども、思い切った国などが買上げたらどうかということを感じるわけですが、特に保護区の中の特別保護地区についてみますと、民有地は三万ヘクタールですから、これを買い上げるといったってたいした金額ではないという感じがするのです。思い切った国が買上げて保護するということを手を打ったほうがいいんじゃないか、こう思いますが、どうでしょう。

○大石國務大臣 国立公園の中の民有地ですか。

○米原委員 ええ、そうです。

○大石國務大臣 これは買い上げる方針でおります。

先ほど申し上げましたようにこれは六十億初めて予算がとれまして、これは交付公債になりまされども、それで買い上げて、それは県有地にいたします。ただし県有地にしまして、国からは十分の十あるいは十分の八を補助いたしますから、それは県でもたいした負担にならない。十分の十補助したものはこれは国の所有になります、いざいざにしても公有地にしてこれを保護することにはいたしております。

て、これは近い将来には、いま申しましたような県立公園のようなものとか、そういうこまかいところまで及ぶようにいたしたいものだと私は願っております。ただ鳥だけの問題でなく、全体の自然保護の意味からそういうふうにした方がいいと思っております。

○米原委員 最後に、鳥獣保護は広く自然保護の一環であるという意味で、現在伝えられるように自然環境保全法が難航していることは非常にわれわれ遺憾に考えております。鳥獣保護区について、この法案が成立しても、全体としてそういう政府の姿勢では実効をあげることは困難ではないか、こういう点を痛感するわけです。そういう意味で、もっと大きな見地から自然環境の保全法を必ず早急に立案してもらいたいと思っております。

○大石國務大臣 自然環境保全法案を何とかしてこの国会に提案して、日本の国土全体としての正しい自然の保護のあり方の基本にいたしたいと願っております。

と考えております。法案は、そう大きいものではございません、ほんとうにいわば小さいものでございまして、これを一つの踏み台として、土台として、お考えのような、またわれわれが考えておりますような日本国土全体の自然環境の保全にいま広げてまいりたいということでございます。おっしゃるとおり、ただいま他の省庁との間に、要するに理解度と申しますか、その違いがございまして、いま難航いたしておりますが、何とかしてこれを調整いたしまして国会に出す決意でいま努力いたしております。

○米原委員 じゃ、もう一つだけ。先ほどからも話がありました、国有地、国有林についてですが、国有林は、単に鳥獣保護の問題だけではないけれども、それも含めて自然保護の観点から環境庁として思い切った手を打ってほしいのです。いままでの林野行政のやり方ではたいへんな破壊をやってきたと思うのです。この点について思い切った措置をとっていただく

て、これを要望しまして、私の質問を終わります。

○田中委員長 これにて内閣提出の特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案に対する質疑は終了いたしました。

○田中委員長 午後二時再開することとし、この際、暫時休憩いたします。  
午後零時三十分休憩

午後二時九分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案を議題といたします。

これより討論に入ります。特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案について、直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立給員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○田中委員長 次に、本案に対し、山本幸雄君、島本虎三君、岡本富夫君、西田八郎君、米原昶君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず提出者から趣旨の説明を求めます。山本幸雄君。

○山本(幸雄)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党を代表いたしまして、内閣提出、特殊鳥類の譲渡等に対する附帯決議を付すべしとの動議について御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。  
特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案

に対する附帯決議(案)

政府は本法施行にあたり特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の実施にあたっては、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の共同研究計画および保存対策に万全の措置を行なうとともに、関係各国との間において同種条約の締結を促進するよう努めること。

二 特殊鳥類の生息環境保全のため、生息地の買上げ等必要な措置を検討するとともに、各種公害対策の徹底及び原生林の面積増進、鳥類の生息に悪影響のある除草剤の空中散布の規制の検討その他自然環境保全対策の推進等により、鳥類の生息環境の十分な保全を期すること。

三 特殊鳥類の人工飼育施設を含め、鳥類保護の積極的な推進をはかるため、環境庁の付属機関として、これを担当する研究所の設置を検討すること。

四 鳥獣保護に関し、青少年を対象とする学校教育に、正規のカリキュラムを織り込むことを検討すること。

以上であります。この動議の趣旨につきましては、本文中に尽くされておりますので省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○田中委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。  
本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)  
○田中委員長 起立総員。よって、さよう決定いたしました。

この際、大石環境庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。大石環境庁長官。

○大石国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重いたしまして、善処してまいります。

○田中委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

(報告書は附録に掲載)

○田中委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後二時十五分散会

公害対策並びに環境保全特別委員会議録第三号中正誤

ページ	段	行	誤	正
四	二	三	多少の自然の	多少自然を
五	三	六	鉱石を	鉱石に

同 第四号中正誤				
ページ	段	行	誤	正
一	二	五	おいて	おいで
二	三	三	ほととぎす	ほんとうに
三	二	二	影響及ぼす	影響を及ぼす
三	三	七	砒素	砒素

同 第五号中正誤				
ページ	段	行	誤	正
四	三	三	あります	あります
八	二	三	ために、	ために。
二	一	九	ふうには	ふうに
二	二	六	阿砒酸	亜砒酸
三	二	五	通域	流域